

別海町観光協会公式キャラクター「別海りょウシくん」使用取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、別海町観光協会公式キャラクター「別海りょウシくん」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 キャラクターを使用できる者は、別海町観光協会会員(以下「会員」という。)とする。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- (1) 別海町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、キャラクターの使用について、著しく不相当であると認めるとき。

2 会員以外が使用する場合は、別海町観光協会(以下「協会」という。)が有益と判断した場合に限り認める。

(使用申請)

第3条 キャラクターを使用する場合は、あらかじめ別海町観光協会公式キャラクター使用申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、別海町観光協会会長(以下「会長」という。)に提出し、承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請があった場合は、申請内容を審査し、適当と認める場合は、キャラクターの使用を承認する。

3 前項の承認は、別海町観光協会公式キャラクター使用承認書(様式第2号)をもって行い、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第4条 会員が使用する場合は、原則無料とする。

2 会員以外が使用する場合は、使用料を徴収することができる。この場合の使用料は、販売額の3%を基本とし、申請者と協議により決定する。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 完成した場合は、別海町観光協会公式キャラクター使用完成届(様式第3号)に完成物件を添えて提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。ただし、会長が認めた場合はこの限りでない。
- (3) 「別海町観光協会公式キャラクター別海りょウシくん」と表示すること。ただし、

スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「◎別海町観光協会 2013」等の表記をもって代えることができる。なお、会長が認めた場合はこの限りでない。

- 2 キャラクターの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された内容を遵守すること。

(承認内容の変更)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容（商品名、小売価格、販売店等の変更含む）を変更しようとするときは、あらかじめ別海町観光協会公式キャラクター使用変更申請書（様式第4号）を会長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の申請があった場合は、申請内容を審査し、適当と認める場合は、キャラクターの使用変更を承認する。

- 3 前項の承認は、別海町観光協会公式キャラクター使用変更承認書（様式第5号）をもって行い、必要な条件を付することができる。

(違反等に対する取扱い)

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

- 2 前項の行った者は、これにより協会に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第8条 使用承認を受けた者は、その権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに係る必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月21日から施行する。